

平成29年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成29年6月30日（金）

【開会】 14時30分

【閉会】 15時20分

【場所】 教育文化会館 第5会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育委員会事務局担当部長 川崎市総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 小椋 信也

総務部担当部長 橋谷 由紀

教育環境整備推進室長 野本 宏一

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

教職員人事課担当課長 佐藤 茂樹

指導課担当課長 増田 亨

指導課長 森 有作

庶務課課長補佐 武田 充功

文化財課長 服部 隆博

文化財課担当係長 井汲 真佐子

教育改革推進担当担当課長 田中 仁浩

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

(14時30分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期ですが、14時30分から15時30分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

3月の臨時会、定例会及び4月の臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのようにいたします。

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出をお願いいたします。

4 傍聴（傍聴者 1名）

【渡邊教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決して、異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、

報告事項No. 3、議案第23号は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、

議案第24号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第24号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により、吉崎委員と濱谷委員にお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

【渡邊教育長】

まず、報告事項の I に入ります。

「報告事項No.1 叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。よろしくお願いします。

【池之上庶務課長】

「報告事項No.1 叙勲について」、御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が2名いらっしゃり、その受賞者氏名等につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

初めに、安達先生におかれましては、昭和27年9月に教職の道を歩み始められ、平成元年に川崎市立南河原中学校長として退職されるまでの36年間、本市の教育の充実に御尽力いただきました。特に校長時代は、学校経営のみならず、地域社会との連携、新校舎建設等、さまざまな課題に取り組みられました。また、神奈川県公立中学校教育研究会長を務められ、市内校長会、県下校長会の連携、研究会の発展に多くの実績を残され、本市はもとより、神奈川県の中学校教育の振興に大きく貢献されました。

次に、石井先生におかれましては、昭和23年4月に教職の道を歩み始められ、平成元年に川崎市立白山中学校長として退職されるまでの41年間、本市の教育の充実に御尽力をいただきました。生徒の個性、地域と自然を大切にされた学校経営に手腕を発揮されたほか、川崎市立中学校教育研究会数学部会長として本市の数学教育の水準を著しく向上させるとともに、指導講師として多くの優秀な教職員を育てるなど、すばらしい実績を残され、本市の中学校教育の振興に大きく寄与されました。

いずれの先生も、その長年の教育行動に対して叙勲を受けられたものでございます。

報告事項No.1につきましては、以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり御報告いただきました。何か御質問などございますでしょうか。よろしいですか。それでは、ただいまの報告事項No.1については承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

報告事項 No. 2 平成29年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.2 平成29年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験について」でございませう。説明を、教職員人事課担当課長にお願いいたします。

【佐藤教職員人事課担当課長】

それでは、「平成29年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験」の応募状況について、御説明させていただきます。資料をごらんください。

今年度の応募人数は、小学校、中学校、高等学校の工業、特別支援学校、養護教諭、それぞれの区分の合計で1,451名となりました。区分別の応募人数ですが、小学校区分は707名で3.5倍、中学校区分は557名で7.0倍、高等学校の工業区分は9名、特別支援学校区分は97名で2.8倍、また養護教諭区分につきましては81名で10.8倍となりました。

昨年度と比べて、応募者の総数は3名増で、ほぼ同じでした。内訳は、小学校区分は49名の増、中学校区分は36名の減、特別支援学校区分は13名の減となりました。

今年度は、応募者を増やすために、従来の広報活動等の充実に加えまして応募者の利便性を高めるために、申込受付期間の拡大やインターネット申し込み（電子申請）を取り入れるなど、新たな取組も行いました。全国的に応募者が減少している傾向にある中で、昨年度、一昨年度程度の応募者を維持することができました。

現在、応募者のデータ入力と整理を行い、結果に関する分析を始めています。特に応募者が減った教科、区分につきましては、大学やほかの自治体の状況等についても詳しく情報を収集し、来年度の教員採用試験の応募者増に向けた広報活動に生かしたいと考えております。

試験の日程についてでございますが、7月9日、日曜日に第1次試験、これを皮切りに、第2次試験を9月中旬まで行い、最終合格発表を10月13日に予定しております。試験実施に当たりましては、関係部署等と連携しながら、川崎の子どもたちのためによりよい人材をしっかりと採用していきたいと考えております。

また、昨年度も願いをさせていただきましたが、今年度も教育委員の皆様には第2次試験の面接試験の面接官をお願いしたいと考えております。会議後、御都合をお伺いする文書をお届けいたしますので、御協力よろしくお願いたします。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などございましたらお願いたします。

よろしいですか。それでは、報告事項No.2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

では、報告事項No.2は承認といたします。

8 議事事項 I

議案第 17 号 平成 30 年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第 18 号 平成 30 年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第 19 号 平成 30 年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第 20 号 平成 30 年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の募集及び選抜要綱について

議案第 21 号 平成 30 年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第 22 号 平成 30 年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について

【渡邊教育長】

次に、議事事項 I でございます。

「議案第 17 号 平成 30 年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」、「議案第 18 号 平成 30 年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について」、「議案第 19 号 平成 30 年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」、「議案第 20 号 平成 30 年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の募集及び選抜要綱について」、「議案第 21 号 平成 30 年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について」、「議案第 22 号 平成 30 年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について」でございますが、これらはいずれも特別支援学校の入学者の募集及び選抜要綱(案)に関する議案でございますので、一括して審査してまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、一括して審議をいたします。

まず、説明を指導課担当課長をお願いいたします。

【増田指導課担当課長】

資料のほう、別紙資料あわせてございますので、よろしくお願ひします。

初めに、川崎市立特別支援学校高等部の現状について、説明させていただきます。別紙資料、地図のついているものをごらんください。

資料の下のところにありますように、川崎市立特別支援学校は分校を含め 4 校ございます。それぞれ議案番号をつけてございますので、御確認ください。

なお、グレーの四角印につきましては県立特別支援学校になり、黒の四角が市立特別支援学校になります。黒の四角をごらんください。

川崎区に田島支援学校高等部と小・中学部のある田島支援学校桜校、中原区に聾学校、高津区に中央支援学校がございます。田島支援学校は知的障害教育部門と肢体不自由教育部門をあわせ持つ特別支援学校で、訪問教育部門も設置しております。

中央支援学校には、丸印に示す大戸小学校、稲田小学校の敷地内にそれぞれ小学部の分教室があり、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を設置しております。また、高津区にあります本校には、知的障害教育部門の中・高等部と、中原区聾学校内に高等部分教室を設置しております。聾学校は聴覚障害教育部門の特別支援学校で、幼稚部から高等部までございます。

特別支援学校高等部（知的障害教育部門）につきましては、県教育委員会と連携して、知的障害がある者で特別支援学校高等部（知的障害教育部門）への入学を希望する者のうち、志願資格に該当する者は全員受け入れること、ただし、入学希望者が増加しているため、志願が一部の学校に集中しないように、在籍する学校と相談しながら志願先を決めるということを基本的な考え方としております。仮に、志願が一部の学校に集中した場合については、議案第17号の5ページのように抽選を実施してまいります。議案17号の中でまた御説明いたします。

では、初めに、議案第17号をごらんください。「平成30年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」、御説明いたします。

まず、1の志願資格についてでございますが、前期選抜の志願資格を有する者は、次の（1）のAからオまでのすべてに該当する者といたします。

ア、本人及び保護者が市内に居住する者。

イ、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者。

ウ、知的発達の遅滞の程度が、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者。

エ、志願しようとする特別支援学校の指定地域又は調整地域に居住している者。ただし調整地域からの志願は、療育手帳B2取得者及び手帳を取得していない療育手帳B2相当の生徒に限ります。

各特別支援学校の指定地域、調整地域は別表のとおりとします。

ページをめくっていただきまして、5ページの上段をごらんください。

知的障害教育部門前期選抜の指定地域、調整地域につきましては、川崎市立田島支援学校につきまして中原区を調整地域とし、中原区のB2手帳取得者等の志願者の受検を受け入れるものがございます。県立特別支援学校におきましても、各学校ごとに指定地域を設定しておりますが、調整地域につきましてはその他の地域としており、県内の全ての特別支援学校を志願できる状況になっています。川崎市におきましては、通学の状況や緊急時の避難状況を鑑み、中央支援学校の希望者が増加していることから、田島支援学校にのみ中原区を調整地域とさせていただきます。この点につきましては、また御審議をお願いしたいと思います。

1ページに戻りまして、オ、志願しようとする特別支援学校が実施する前期選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者としております。

（2）の後期選抜の志願資格を有する者は、ア、（1）前期選抜のAからウまでのすべてに該当する者。イ、県内の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の平成30年度前期選抜を受検した者のうち、入学が決まらなかった者。ウ、特別支援学校が実施する「後期選抜に係る特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者としております。

2 ページに移りまして、2 の募集人数につきましては、県教育委員会と連携を図りながら、今後、志願資格に該当し、特別支援学校への入学を希望する志願者数を把握した上で、教育長が別に定めることとさせていただきます。

3 の志願日程につきましては、志願相談の受付から募集期間まで、前期選抜、後期選抜を含め、(1) から (4) までのとおりでございます。後期選抜につきましては、前期選抜で合格者が募集人数に満たない場合のみ後期募集を実施し、後期選抜を実施します。

次のページ、4 の志願手続につきましては、(1) から (5) までのとおりでございます。

5 の併願の禁止は、県立特別支援学校を含め、ごらんのとおりでございます。

6 の志願変更についてですが、志願調整期間内に募集人数より志願者が少ない学校への変更に限り認めるものとします。その際には、指定された書類を新しい志願先に提出する、また、願書提出時には簡単な教育相談を受けることといたします。

7、選抜の日時及び場所につきましては、前期選抜は平成29年12月7日木曜日、志願先の特別支援学校で受けることとします。前期選抜で合格者が募集人数に満たないときのみ後期募集を実施しますが、その日時と場所につきましてはごらんのとおりでございます。予備日につきましては、前期、後期とも、ごらんのよう各学校の校長が指定してまいります。

4 ページをごらんください。

9 の選抜の内容につきましては、学力検査、体力・運動能力検査、面接等から実施いたします。後期選抜につきましては、学校長が指定するものとします。

10 の選抜結果の通知、11、入学の許可、12、入学の手続については、ごらんのとおりでございます。

前期選抜、後期選抜とも、受検者数が募集人数を上回った場合には、8 の抽選の実施を、5 ページの図にありますように行ってまいります。この抽選の方法につきましても、県と同様にしてございます。

5 ページ中段をごらんください。

前期選抜におきまして、田島支援学校につきましては、右側にありますように、指定地域内の居住者で、療育手帳A1・A2取得者をaといたします。指定地域内の居住者で、療育手帳B1の取得者をbとします。cは、指定地域内の居住者で、療育手帳B2の取得者、dは、指定地域内の居住者で、a、b、cに該当しない者及び調整地域の居住者とします。

左側、①をごらんください。

今説明しましたa、b、c、dの受検者の合計が、それぞれの学校が定める募集人数以下であれば抽選を実施しません。しかし、②のようにa、bの受検者の合計で募集人数を上回った場合は、bの受検者で抽選を行います。③のようにa、b、cで募集人数を上回った場合にはcで、④のようにa、b、c、dの合計が募集人数を上回った場合にはdの受検者で抽選をさせていただきます。

6 ページをごらんください。中央支援学校の前期選抜につきまして、田島支援学校と同様ですが、中央支援学校につきましては調整地域を設定しておりませんので、dの対象が指定地域内の居住者でa、b、cに該当しない者となります。抽選の方法につきましては、田島支援学校の前期選抜と同様でございます。

田島支援学校及び中央支援学校の前期選抜で抽選に漏れた受検生につきましては、後期選抜に

受検をすることができます。

7ページをごらんください。後期選抜についてでございます。

後期選抜は、前期選抜の合格者が募集人数に満たない学校にのみ実施いたします。後期選抜におきましても、志願者数が募集人数を上回った場合には抽選を実施いたします。

後期選抜につきましては、アは川崎市内の居住者で療育手帳の取得者、イは川崎市内の居住者でアに該当しない者としています。ア、イの合計が募集人数以下であれば、抽選は実施しません。アで募集人数を上回った場合にはアで抽選を実施し、ア、イの合計で募集人数を上回った場合にはイで抽選を実施いたします。

4ページにお戻りください。

13、その他でございますが、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部を既に卒業又は修了した方で、川崎市立特別支援学校の受検を希望する者は、教育委員会事務局学校教育部指導課支援教育担当に必ず事前に相談をしていただくことになります。また、状況によっては希望に添えない場合があります。

以上が議案第17号でございます。

続きまして、議案第18号をごらんください。議案第18号からにつきましては、重複する部分がございますので、かいつまんで御説明をさせていただきます。「平成30年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学募集及び選抜要綱について」、御説明いたします。

初めに、川崎市立中央支援学校高等部分教室について説明させていただきます。

分教室は、聾学校内に平成23年度に開設され、社会人として自立した生活を送るための社会性、自己管理能力、豊かな心を育てることを目標に、地域や時代のニーズに合った教育を実施しております。

それでは、1の志願資格をごらんください。

前期選抜の志願資格を有する者は、次の(1)のアからカまでのすべてに該当する者いたします。特にウ、軽度の知的障害等がある者とし、療育手帳B2を取得できる程度の者、エ、集団学習が可能であり、将来、企業等への就労を希望する者、オ、自力で通学できる者としております。

後期選抜の志願資格を有する者は、(2)のアからウまでのすべてに該当する者としてします。

2の募集地域と募集人数につきましては、川崎市全域を募集地域とし、募集人数は、ほかの特別支援学校と同様、教育長が別に定めます。

次ページ、志願日程、志願手続、3ページ、併願の禁止、6、志願変更、7、選抜の日時・場所は記載のとおりでございます。

選抜の内容につきましては、学力検査、運動能力検査、作業能力検査、日常生活能力検査、面接等があります。

9の選抜結果の通知から、12、その他までは、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第19号をごらんください。「平成30年度川崎市立田島支援学校高等部(肢体不自由教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱について」、御説明いたします。

1の志願資格者についてでございますが、次の(1)から(2)の両方に該当し、(3)のア、肢体不自由の状態が、装具の使用によっても、歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者、イ、肢体不自由の状態がアに掲げる定義に達しない者のうち、常時の

医学的監察指導を必要とする程度の者のいずれかに該当する者とし、4の志願相談を済ませた者としてします。

2の募集地域と募集人数については、募集地域は川崎区と幸区の一部となります、募集人数につきましては、状況を把握し教育長が別に定めることとさせていただきます。

3の志願日程、2ページ、4、志願手続、5、併願の禁止、6、選抜の日時及び場所は、記載のとおりです。

3ページ、7、選抜の内容につきましては、学力検査、体力検査、体幹・上肢・下肢の運動能力検査、面接等がございます。

8から11のその他までは、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第20号をごらんください。「平成30年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」、御説明いたします。

訪問教育とは、通学することが困難な生徒に対しまして、教員が自宅等を訪問し教育を行うものでございます。

1の志願資格につきましては、次の（1）から（4）までのすべてに該当する者でございますが、特に（3）重度の知的障害者、重度の肢体不自由者又は慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物、その他の疾患の状態が継続し、医療若しくは生活規制を必要とする程度の者で、通学することが困難であると認められ、在宅等での教育を受けることが可能な者としております。

2の募集地域は、川崎区と幸区の一部としており、募集人数は教育長が別に定めることとさせていただきます。

2ページをごらんください。

3の志願日程から、3ページ、12のその他までは記載のとおりですが、3ページ7の選抜の日時・場所につきましては、学校へ来校することが困難な場合も想定されますので、校長が指定する日時及び場所といたします。

議案第21号をごらんください。「平成30年度川崎市立聾学校幼稚部入学者の募集及び選抜要綱について」、御説明いたします。

1の志願資格を有する者は、次の（1）から（4）のすべてに該当する者としてします。

（1）平成26年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた者。

（2）原則として本人及び保護者が市内に居住する者。

（3）両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者。

（4）市立聾学校で実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者としております。

（2）におきまして「原則」という表現を使いましたのは、聾学校は県内に4校しかないため、横浜市に在住する聴覚障害幼児のうち、川崎市に近く横浜市の同特別支援学校へ通うことが困難な者たちが入学する場合があるためでございます。また、逆に本市の聴覚障害幼児が横浜市立聾特別支援学校や神奈川県立平塚聾学校に入学する場合もあり、神奈川県や横浜市との連携のもとに聴覚障害教育が行われているためでございます。

2の募集地域につきましては、さきの理由で原則として川崎市全域とさせていただきました。

3の募集人数は、教育長において別に定めます。

4の志願日程及び受付時間から、3ページ、12、その他までは、記載のとおりでございます。最後に、議案第22号、「川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱」でございますが、1の志願資格につきましては、次の(1)から(4)のすべてに該当する者といたします。

(1) 原則として、本人及び保護者が市内に居住する者。

(2) 中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業した者若しくは修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者。

(3) 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者。

(4) 市立聾学校で実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者としております。

2の募集地域は、原則として川崎市全域としております。原則としたことにつきましては、幼稚園部の募集と同じ理由でございます。

3の募集人数につきましては、普通科、ライフクリエイティブ科ともに、教育長が別に定めます。ライフクリエイティブ科は、生徒の障害状況や多様な進路希望にも柔軟に対応し、パソコン等の技術修得にも力を入れながら指導をしてまいります。

4、志願日程及び受付時間から、3ページ、12、その他までは、記載のとおりでございます。

以上でございますが、今回の要綱につきましては県教育委員会の方針を踏まえ提案させていただきました。知的障害教育部門の調整地域の設定につきましては、川崎市として独自に設定させていただいている点、募集人数については教育長において別に定めるとさせていただいた点、今年度既卒者の教育相談について県教育委員会の方針と同様の記載をした点などを含めて、御審議をよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第17号から議案第22号まで、一括して説明をいただきました。ただいまの17号から22号まで、それぞれ御質問などございましたらお願いいたします。

【濱谷委員】

ちょっと聞いてもいいですか。

議案第20号の訪問教育のところですけど、どのくらい今現在は人数としてはいらっしゃるんですか。

【増田指導課担当課長】

現在としては、小・中・高、合わせてになるんですけども、2名が在籍しているというふうに把握してございます。

【濱谷委員】

じゃあ、その担当の先生がおうちへ行って。

【増田指導課担当課長】

そうですね、家庭に行って訪問指導をしております。中には学校にスクーリングに来るという

方もいらっしゃいます。

【濱谷委員】

時々。

【増田指導課担当課長】

はい。

【濱谷委員】

ありがとうございます。

【中村委員】

どの募集要綱においても、募集人数より志願者が少ない学校に限り変更することができると書いてあるんですけども、ということは、志願者が少なかったというのはどこかの段階でこれを言うのですか。

【増田指導課担当課長】

募集期間によりましては、川崎市のホームページにアップさせていただきます。3日ほどありますけれども、毎日毎日、その都度、5時を基点にして、その時点の志願人数のほうは公開してございます。それによりまして変更するという形になります。

【中村委員】

毎日確認しながら、それに合わせてこっちのほうがかうまくいくかもしれないと考えるのですか。

【増田指導課担当課長】

その辺は学校と保護者の中で、県の募集についても同様ですので、県のホームページと川崎市のホームページと両方見ていただきまして、少ないところに志願を変更していただくことは可能になっています。

【前田委員】

たしか私が校長のとき、国立大学の附属のほうへ行っていた子もいて、たしか相談を受けたような気がしたんですが、その県と市の関係はわかったんですが、ちょっとど忘れしてしまったんで、国立との調整はどうなっているのか教えていただけると。

【増田指導課担当課長】

ここにつきましては、国立、横浜国大のものでございますけれども、これは併願が可能になっておりまして、国立の横浜国大の附属を受検した方が、受検日が違いますので、その受検の結果をもってまた県立あるいは川崎市立の学校を受検するのは可能になっています。

【前田委員】

ありがとうございます。思い出しました。ありがとう。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。この地図を見せていただきましたら、中央支援学校と田島支援学校はそれぞれ本校と分教室を持っていますよね。この役割ってどのようなふうになっているんですか。例えば中央支援学校の分教室というのがあります。それとあと稲田にもあるんでしょうかね。こういう本校との関係ってどうなっているんでしょうか。

【増田指導課担当課長】

まず、中央支援学校につきましては、分教室のほうにつきましては分教室が三つございまして、稲田、大戸については小学部のみでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

小学校のみね。

【増田指導課担当課長】

はい。そして、養護学校内にも一つ分教室があるのですけれども、これについては先ほど議案第18号で御説明しました高等部の分教室で、少し募集要綱も変わってございまして、将来的に企業就労も考えていくようなお子さんという形になってございます。

【吉崎教育長職務代理者】

いわゆる軽度のほうですね。将来に向かっての進路がかなり出てくるというふうに考えていいんですか。

【増田指導課担当課長】

中央支援学校の高等部の分教室につきましては、募集要綱にもありますように、比較的障害の軽い方が対象となってございます。

田島支援学校につきましては本校と分校がございまして、分校につきましては小・中学部となっております。

【吉崎教育長職務代理者】

ああ、そうですか。と分かれているわけね、高等部と。なるほど。ということは、発達段階によって分けているわけですね、これ。

【増田指導課担当課長】

これについては、年齢といたしますか。

【吉崎教育長職務代理者】

年齢ということね。そうですか。はい、わかりました。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【吉崎教育長職務代理者】

はい、わかりました。

【渡邊教育長】

ほかの委員はいかがですか。よろしいですか。

それでは、御質問ほかにないようでしたら、採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

では、ただいまの議案第17号から22号まで、一つずつ見てまいりたいと思いますのでお願いいたします。

まず、議案第17号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第17号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第18号についてですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第18号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第19号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第19号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第20号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第20号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第21号でございます。原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第21号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第22号でございます。原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第22号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、池之上庶務課長が説明した。

報告事項 No. 3 は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第23号 川崎市重要歴史記念物（深瀬家長屋門）の指定について

服部文化財課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第23号は原案のとおり可決された。

議案第24号 学校運営協議会委員の委嘱等について

【渡邊教育長】

次に、「議案第24号 学校運営協議会委員の委嘱等について」でございます。説明を、教育改革推進担当担当課長にお願いいたします。

【田中教育改革推進担当課長】

「議案第24号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」、御説明いたします。議案書をごらんください。

このたび、稲田中学校学校運営協議会から、委員の変更につきまして議案のとおり報告がございました。新委員の任期につきましては、あす7月1日から平成30年3月31日までとなります。なお、稲田中学校の今年度第1回目の学校運営協議会は7月12日に開催される予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

説明は以上でございます。御質問などございましたらお願いいたします。特に御質問よろしいですか。

それでは、ただいまの議案第24号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

では、議案第24号は原案のとおり可決いたします。

11 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了でございます。お疲れさまでした。

(15時20分 閉会)